

高槻ワーキングニュース

事業主の皆様へ

対応はお済みですか？令和5年度施行予定の法改正について

令和5年度には、どのような法改正が施行されるのでしょうか。労働に関する法改正を今一度チェックして、新年度に備えましょう。

1. 労働基準法〈令和5年4月1日から施行〉

■月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げが中小企業にも適用

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

2023年4月1日
からは

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

時間外 60時間超

検索



■デジタルマネーによる賃金の支払いが解禁

これまでの賃金の支払い方法

- (1) 通貨(現金)で
- (2) 直接労働者に
- (3) 全額を
- (4) 毎月1回以上
- (5) 一定の期日を決めて

2023年4月1日
からは

これからの賃金の支払い方法

- (1) 現金手渡し
- (2) 銀行口座・証券総合口座への振込
- (3) 労働者の同意を得たうえで、一定の要件を満たした場合に限って、デジタルマネーによる給与の支払いが可能

賃金 デジタル払い

検索



2. 改正育児・介護休業法〈令和5年4月1日から施行〉

■育児休業取得状況の公表を義務化

従業員数1,000人超の企業は、育児休業の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます(※)。

公表の内容

- ① 男性の育児休業の取得率
- ② 育児休業と育児目的休暇の取得率

※自社ウェブサイト、厚生労働省ウェブサイト「両立支援のひろば」などで公表

改正育児・介護休業法

検索



事業主の皆様へ

障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度 (もにす認定制度)のご案内

「障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障がい者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定制度により、障がい者雇用の取組に対するインセンティブを付与することに加え、すでに認定を受けた事業主の取組状況を、地域における障がい者雇用のロールモデルとして公表し、他社においても参考とできるようにすることなどを通じ、中小事業主全体で障がい者雇用の取組が進展することが期待されます。

認定事業主となることのメリット

★認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障がい者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます。



認定マーク(愛称:もにす)

企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

とも に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

★厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます。また、認定事業主に限定した合同説明会などが企画される場合があります。会社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます。

★日本政策金融公庫の低利融資対象となります。

日本政策公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります。障がい者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます。詳細は日本政策公庫へお問い合わせください。

★公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります。

認定事業主になるための基準

- ① 障がい者雇用への取組、取り組みの成果、それらの情報開示の3項目について、各項目ごとの合格最低点に達しつつ、合計で50点中20点(特例子会社は35点)以上を獲得すること
- ② 雇用率制度の対象障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用していること
- ③ 指定就労支援A型の利用者を除き、雇用率制度の対象障がい者を1名以上雇用していること
- ④ 過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ⑤ 暴力団関係事業主でないこと
- ⑥ 風俗営業等関係事業主でないこと
- ⑦ 雇用関係助成金の不支給措置を受けてないこと
- ⑧ 重大な労働関係法令違反を行っていないこと

認定事業主となるための手続き

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
審査の結果、認定基準をすべて満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書が交付されます。

障がい者雇用優良中小事業主

検索



(URL)<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

高槻地区人権推進員企業連絡会(略称：高槻地区人企連)のご案内

高槻地区人権推進員企業連絡会とは、高槻市内に事業所を置く企業を主体に、117社(2023年3月1日現在)で組織されている団体です。

1978年11月28日に発足して以来、「就職の機会均等」と「人権尊重社会の実現」を目指し、企業の立場から、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組んでいます。人権が尊重された社会づくりの一員としてぜひご加入ください。

活動内容

- 5月 総会・全体研修(講演会)
- 6月 就職差別撤廃月間街頭啓発
- 6月 職場の人権啓発講座
- 9月 障がい者雇用支援講演会
- 10月 職場の人権啓発講座
- 12月 人権週間街頭啓発

他

会員向けサービスのご紹介

- ・大阪企業人権協議会等加盟団体主催セミナーの受講料が無料!
- ・人権関係図書・冊子等の配布
- ・研修用 DVD・図書・機材等の無料貸出
- ・ニュースレター人企連情報 BOX の配信

加入方法

入会金なし、年会費 20,000 円
入会ご希望の方は、入会申込書をご提出いただきます。詳しくは事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ

高槻地区人権推進員企業連絡会 事務局
〒569-0067
高槻市桃園町2番1号
高槻市街にぎわい部 産業振興課内
TEL.:072-674-7411 FAX:072-674-9550
Email:sangyous-82@city.takatsuki.osaka.jp

高槻地区人権推進員企業連絡会

検索

一人で悩まず相談を！労働相談のお知らせ（高槻市）

高槻市労働相談では、労働者または事業主・人事労務担当者が直面している労働に関するトラブルや疑問などについて、専門の労働相談員が適切なアドバイスを行い、解決をお手伝いします。一人で悩まずどうぞお気軽にご相談ください。

労働相談(予約制)

- ・ 相談日: 毎月第1・第3・第5 火曜日、毎週木曜日
(休祝日及び12月29日～1月3日は休み)
- ・ 相談時間: 午後1時～午後5時(1人あたり1時間)
- ・ 場所: クロスパル高槻(総合市民交流センター)5階
ワークサポートたかつき内 相談室



夜間労働相談(予約制)

- ・ 相談日: 毎月第2・第4 火曜日(休祝日及び12月29日～1月3日は休み)
- ・ 相談時間: 午後5時～午後9時(1人あたり1時間)
- ・ 場所: クロスパル高槻(総合市民交流センター)4階 403会議室



●問合せ・予約申込 産業振興課 電話:072-674-7411 まで

～しない させない 就職差別～

6月は就職差別撤廃月間です(大阪府)

大阪府では、すべての企業から就職差別を解消するため、「しない させない 就職差別」をテーマに毎年6月を「就職差別撤廃月間」と位置づけ、大阪労働局とともにメッセージを発信し集中的な取り組みを実施しています。

月間中、就職差別に関する相談窓口「就職差別110番」を開設し、電話やメールでの相談を受け付けるとともに、府民や企業に対し、公正な選考採用の周知・啓発を行います。

【就職差別 110 番】

- 電話:06-6210-9518 <月間中(閉庁日を除く)10時～18時>
- E-mail:rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp <月間中随時受付>

就職差別撤廃月間 大阪府

検索

～次回の高槻ワーキングニュースは令和5年6月25日発行予定です～